

特別委員会調査報告

令和 7 年 1 2 月 9 日

薩摩川内市議会

川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 山 元 剛

1 委員会の開催日

1 1 月 4 日、2 0 日（2 日間）

2 川内原子力発電所の安全対策及び関連する諸問題に関する調査

(1) 川内原子力発電所の運転状況について

1 1 月 4 日、当局から、1 号機は定期検査中、2 号機は通常運転中であり、気体・液体廃棄物の放出量は年間放出管理目標値を下回っていること、固体廃棄物の貯蔵率は 6 8 . 0 % であること、使用済燃料の貯蔵率は 7 7 . 2 % であること、新燃料は 1 7 2 体を貯蔵していること、法に基づき国へ報告を要する事象は該当がないことについて報告があった。

(2) 川内原子力発電所に係る原子炉設置変更許可申請（乾式貯蔵施設の設置）について

1 1 月 4 日、当局から、九州電力が川内原子力発電所において貯蔵方式の多様化による使用済燃料貯蔵の信頼性及び運用性の向上を図る観点から、現行のプール方式に加え、発電所の敷地内に乾式貯蔵施設を設置することとし、国へ原子炉設置変更許可申請を行い、同日に県及び本市へ安全協定に基づく事前協議書を提出したこと、また、申請概要として、地震等の自然現象に対して乾式貯蔵容器に緩衝体を装着することにより安全機能を維持する設計とし、乾式貯蔵容器の安全機能及び乾式貯蔵建屋の設計及び運用開始時期は 2 0 2 9 年度目途であることについて説明を受けた。

その後、委員から「報道によると、このまま 2 0 3 1 年まで運転できるが、この乾式貯蔵施設が設置されると 2 0 3 8 年までの運転が可能となるという説明を九州電力から受けているか」との質疑があり、当局から「川内原子力発電所においては使用済燃料プールの共用化を図り、2 0 3 1 年まで運転が可能であり、今回、乾式貯蔵施設を設置することにより、2 0 3 8 年までの運転が可能であると申請時に説明を受けている」旨の答弁があった。

また、委員から「今、全国の各原子力発電所施設のプールには計 1 万 9 千トンもの使用済核燃料が保管されているが、仮に六ヶ所再処理工場が稼働しても年間 8 0 0 トンの処理能力しかないため、2 0 3 8 年までに搬出できる見込みはあるのか」との質疑があり、当局から「六ヶ所再処理施設は 2 0 2 6 年度中に竣工予定とされ、その後、各電力会社の使用済燃料の状況等を考慮した上で、各発電所から計画的に搬出されていくと認識している」旨の答弁があった。

なお、委員から「本件は県内自治体にも影響が出ることから、再稼働時の

ように住民説明会を開催するよう九州電力に伝えられたい」旨の意見が述べられた。

その後、本件について詳細な説明を聞く必要があることとし、九州電力の参考人招致を行うことを決定した。

11月20日、九州電力の参考人招致を行い、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る申請について説明を求めた。

委員から「報道では1、2号機の使用済燃料プールを共用化しても、2031年で満杯となるが、乾式貯蔵施設ができれば2038年まで貯蔵できるというのは事実か」との質疑があり、参考人から「乾式貯蔵施設が設置されれば、日本原燃の再処理工場が不測の事態で操業されない場合でも、2038年までの運転は可能である」旨の回答があった。また、委員から「乾式貯蔵容器の耐用年数及びどの程度の地震に耐えられるか」との質疑があり、参考人から「キャスク製造メーカーが耐用年数は60年で型式証明申請を行い、国の審査を受けている。地震については、貯蔵容器は貯蔵と輸送兼用であることから非常に厳しい基準があり、1000ガルを超えるような評価で証明という仕様の許可を取っている」旨の回答があった。次に、委員から「九州電力としては何年後に搬出できると考えているか」との質疑があり、参考人から「いつ搬出できるかははっきりと言えないが、使用済燃料を再処理する国の方針に変わりはないことから、乾式貯蔵施設に永年的に使用済燃料が貯蔵される状況にはならないと考える」旨の回答があった。さらに、委員から「地域の皆様への積極的な情報公開と丁寧な説明を行うとあるが、具体的な計画はどのようなものか」との質疑があり、参考人から「川内原子力発電所周辺の地域を中心として、行政、議会、各種団体、自治会等への訪問活動や議会の場、各種会合での説明を組み合わせるなど、丁寧なコミュニケーション活動を実施し、皆様の意見を聞いていきたい」旨の回答があった。